

**社会福祉法人 カリタスの里
ケアハウス運営規程**

第1章 施設の目的及び運営方針

第1条（目的）

ケアハウス浜の宮松竹園（以下「施設」という）は、厚生労働省令「軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準」の趣旨に従い、入所者が施設において安心して生き生きと明るい日常生活を送れるように支援することを目的とする。

第2章（運営方針）

施設は、厚生労働省令「軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準」に基づき、地域や入所者の家族との結びつきを重視して、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努め、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を図り、入所者の処遇に万全を期することを運営方針とする。

第2章 従業員の職種、数及び職務の内容

第3条（従業員の職種及び数）

施設は、以下の職員を配置する

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 施設長 | 1 |
| (2) 生活相談員 | 1 |
| (3) 介護職員 | 常勤換算方法で1 |
| (4) 栄養士 | 1 |
| (5) 事務員 | 1 |

ただし、常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該施設において常勤の職員が勤務する時間数で割ることにより、常勤の職員の員数に換算することをいう。

第4章（従業員の職務内容）

1、施設長

- (1) 職員の管理・業務の実施状況の把握その他の管理を行う。
- (2) 施設のサービス・運営について、職員に厚生労働省令「軽費老人ホームの設置及び運営に関する基準」の規程を守るように必要な指揮命令を行う。

2、生活相談員

- (1) 入所者からの相談に応じて適切な助言及び必要な支援を行う。

- (2) 入所者に対して、サービス提供に関する計画に基づいた支援が行われるよう、施設の職員の業務の調整を行う。
- (3) 入所者が居宅サービスを利用するに際し、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者と密接な連携を図り、その他の保健医療サービス事業者又は福祉サービス事業者と連携を図る。
- (4) 入所者やその家族からの苦情内容を記録する。
- (5) 事故が発生した場合に、事故の状況及び事故に際して行った処置について記録する。

3、介護職員

生活相談員とともに直接入所者へのサービスの提供にあたる。

4、栄養士

- (1) 入所者に提供する献立を、入所者の嚥下・咀嚼の状況・食欲を考慮して作成する。
- (2) 必要な場合には、入所者と栄養と食事のバランスについて相談・説明する。

5、事務員

施設長の命を受け、庶務及び経理事務に当たり、文章の管理保全に努める。

第3章 入所定員

第5条（入所定員）

施設の入所定員は、20名とする。

第4章 入所者に提供するサービスの内容

第6条（サービス提供の方針・人格の尊重）

- 1、施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努める。
- 2、施設は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心とし、入所者又はその家族に対し、サービスを行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

第7条（日常生活を送る上でのサービス）

1、各種の生活相談及び助言

入所時には、入所者の従来の生活の状況、家族の状況、心身の健康状態等について把握し、入所後は、入所者の各種の相談に応じ、助言する。

2、食事の提供

- (1) 栄養・入所者の身体状況・嗜好を考慮した献立で、適切な時間に提供する。
- (2) 食事の時間はおおよそ以下のとおりである。

朝食	午前 7時30分～
昼食	午前11時50分～
夕食	午後17時50分～

3、入浴の準備

施設は、以下のとおり、入所者に入浴の機会を提供する。

- (1) 浴場 毎日24時間（男女交互）

4、外出の支援

希望に応じて職員による送迎を行う。

5、レクリエーション活動

施設は、施設内にカラオケ、囲碁・将棋（以上は例示）を設置し、または、入所者が自主的に趣味、教養娯楽、交流行事を行う場合には、必要に応じて協力する。

6、健康管理

- (1) 施設は、入所者の定期健康診断を年1回以上行い、その記録を保存し、日常生活における入所者の健康管理に配慮する。

- (2) 入所者の健康保持に当たっては、特に老人特有の疾病の防止に努める。

7、日常生活支援サービス

施設は、入所者の心身の状況や希望に応じて作成した個別ケアに基づいて、身の回りの世話等の日常生活支援サービスを行う。

8、介護保険及び保健医療・福祉サービスの利用についての便宜供与

- (1) 入所者が心身の不調等で日常生活に介護が必要になったときは、外部の在宅福祉サービス等が受けられるよう迅速な措置をとる。

- (2) 入院を必要とする者に対しては、入院の措置を講ずると共に、案じて療養に専念できるよう、生活保護、健康保険法等関連諸制度の活用に配慮する。

- (3) 退所の際には、保健医療サービス提供者や福祉サービス提供者と十分な連携を図り、入所者が、退所後スムーズに、心身の状況等に合わせた新しい居宅サービス又は施設サービスを受けられる体制を整えるよう努める。

第8条（付加的サービス）

施設は、入居者の心身の状況と希望に応じて付加的サービスを行う場合には、入所者との間で付加的サービスの内容と料金について契約を締結する。

第5章 利用料その他の費用

第9条（基本利用料）

入所者の1ヶ月当たりの基本利用料は、次の各号の費用の合算額以下とする。

基本利用料額については、別途定める利用料等規程による。

- (1) サービスの提供に要する費用

ただし、入所者が負担すべき額として都道府県知事が定める額を上限とし

て、地域の実情その他の事情を総合的に勘案して設定する。

(2) 生活費

食材料費および共用部分に係る水道光熱費のほか、施設の共用部分の維持管理費用など、当該施設において通常予測される生活需要のうち、入所者個人の専用でないものに係る費用。

ただし、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して都道府県知事が定める額を上限とする。

(3) 居住に要する費用

ただし、施設の建築年次における施設整備費補助やその他の公的補助の状況、その他の事情を勘案して設定する。

第10条（その他の費用）

入所者は、前条の基本利用料の他に、以下の費用を支払う。

- (1) 居室にかかる水道光熱費及び電話利用料
- (2) 施設が提供するサービスのうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当な費用
- (3) 付加的サービスについて別途契約で定めた費用

第11条（利用料等の請求）

施設は、毎月、入所者に請求する利用料等につき、入所者に対し、その明細を提示する。

第6章 施設の利用に当たっての留意事項

第12条（入所生活上のルール）

入所者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設長及び職員に協力し、団体生活の秩序を保ち相互の親睦に努めること。
- (2) 風紀を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼさないようにすること。
- (3) 外出又は外泊するときは、事前に施設長に届け出ること。
- (4) 食事が不要な場合は、前日までに申し出ること。
- (5) 火気の取り扱いに注意すること。
- (6) 施設内の喫煙スペース以外で喫煙しないこと。
- (7) 居室の清潔整頓に努めること。
- (8) 職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行わない。

第13条（設備の利用上の留意事項）

入所者は、施設の利用に当たって、共同生活の場としての快適性、安全性を確

保するため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用方法

居室及び共用設備、敷地をその本来の用途に従って利用すること。

(2) 動物の飼育

入所者は、施設が許可した場合のみ、その居室において小鳥及び魚類等の小動物を飼育することができる。

(3) 原状回復

故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を汚損、破損もしくは滅失等した場合は、入所者の自己負担により、原状回復するか、又は相当の代価を支払う。

(4) 居室への立ち入り

入所者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、職員が居室に立ち入り、必要な措置をすることができる。

ただし、職員が入所者の居室内に立ち入る場合には、入所者のプライバシー等の保護について、十分に配慮する。

第7章 非常災害対策

第14条（災害対策）

- 1、施設は、別途消防計画及び風水害・地震等の災害が起った場合の対処計画を作成する。
- 2、施設の防火管理者が消防計画の策定及び消防業務を実施する。
- 3、施設は定期的に避難訓練を行う。
- 4、施設は、非常災害時には関係機関へ通報し、関係機関と連携する。
- 5、施設は、施設内に、政令で定める消防用設備、消防用水及び消火活動上必要な設備を設置・維持する。

第15条（業務継続計画の策定等）

施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとします。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

第16条（協力医療機関等）

施設は、別記記載の医療機関等と連携を図り、入所者の病状の急変等に備える。

第17条（備付帳簿）

施設は、その運営のために、次の帳簿を備え付けるものとする。

（1）運営に関する記録

- ア 事業日誌
- イ 沿革に関する記録
- ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録
- エ 条例、定款及び施設運営に必要な諸規定
- オ 重要な会議に関する記録
- カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表
- キ 関係官署に対する報告書等の文書つづり

（2）会計経理に関する記録

- ア 収支予算及び収支決算に関する書類
- イ 金銭の出納に関する記録
- ウ 債権債務に関する記録
- エ 物品受払に関する記録
- オ 収入支出に関する記録
- カ 資産に関する記録
- キ 証拠書類つづり

（3）入所者に関する記録

- ア 入所者名簿
- イ 入所者台帳（入所者の生活歴、サービスの提供に関する事項その他必要な事項を記録したもの）
- ウ 入所者に提供するサービスに関する計画
- エ サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項の記録
- オ 献立その他食事に関する記録
- カ 入所者の健康管理に関する記録
- キ 当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ク サービスの提供に関する入所者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ケ 入所者へのサービスの提供により事故が発生した場合の状況及び事故

に際して採った処置についての記録

(3) の記録については、その完結の日から5年間保存する。

第18条（身体拘束）

1、施設は、原則として、入所者の身体拘束を行わない。

ただし、入所者自身・他の入所者の生命及び身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、この限りではない。

2、施設は施設内に身体拘束廃止委員会を設置し、施設として身体拘束を行うかどうかの判断をする。

3、緊急やむを得ず入所者の身体を拘束する場合には、施設長が入所者本人や家族に対し、どのような拘束手段を、何のために、いつ、どうして行うのか、どれくらいの時間拘束するのか等を詳しく説明する。

4、「緊急やむを得ない場合」を脱したときには、施設は直ちに身体拘束を解除する。

5、身体拘束を行う場合には、身体拘束の原因である「緊急やむを得ない場合」にある事実と、身体拘束の態様、時間、身体拘束する際の入所者の心身の状況、を記録して5年間保存する。

第19条（衛生管理）

1、施設は、食品衛生法等関係法規に従って、調理及び配膳に伴う衛生管理を行う。

2、施設は、食材及び食器等の洗浄及び保管を適切に行い、入所者が使用する食器については毎食消毒する。

3、施設は、飲料水について、衛生上必要な措置を講じる。

4、施設は、常に施設内外を清潔に保ち、毎年1回以上の大掃除を実施し、空調設備等により、施設内の温度を適当に保つものとする。

5、施設は、保健所と常に連携を図り、感染症や食中毒の発生を予防するための方法について、必要に応じて保健所の指導や助言を受けるものとする。

6、施設内に、感染対策委員会を設置し、1月に1回以上定期的に開くものとする。

7、施設は感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための指針を策定する。

8、施設は、職員に対し、年2回以上定期的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施し、職員の新規採用時にも実施する。

第20条（個人情報の取り扱い）

施設は、業務上知り得た入所者又はその家族の個人情報について、別途定める個人情報の取り扱いに関する規定に従って、適正かつ適切な取り扱いをする。

第21条（事故への対応）

- 1、施設は施設内に事故防止委員会を設置し、介護事故等の事例分析及びそれに基づく再発防止策を講じる。
- 2、施設は、事故発生防止のための指針を策定し、職員に対し、年2回以上事故発生防止のための研修を実施する。

第22条（虐待防止に関する事項）

- 1、施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。
 - 一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
 - 二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 三 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)に実施すること。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2、施設は、指定サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

第23条（秘密の保持）

従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。
- 3 指定入所施設、指定福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、入所者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るものとする。

第24条（人材の育成）

省令第23条第3項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとする。

第25条（自己評価）

施設の運営内容について、自ら評価を行い、常に改善を図らなければならない。また、評価の結果を公表するよう努めなければならない。

第26条（暴力団等の影響の排除）

事業所を運営する当該法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）であってはならない。

2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

第27条（その他）

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人大リタスの里と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

平成15年 4月 1日施行

令和2年10月 1日改正

令和3年 3月 1日改正

令和6年 4月 1日改正